第三十号書式

|  |
| --- |
| 一時恩給の請求に関する申立書 |
| １　刑に処せられたこと等に関する申立て請求書に記入した退職年月日後、次の事項にしたことがない。・　３年を超える拘禁刑又は令和４年改正前の懲役又は禁の刑に処せられたこと。・　在職中の職務に関する犯罪により拘禁刑以上の刑又は令和４年改正前の刑法の禁以上の刑に処せられたこと。・　国籍を失ったこと。 |
| ２　普通恩給に関する申立て（次の該当する番号に○印をつけてください。）(1)　昭和46年10月1日(2)　昭和49年 9月1日　において、普通恩給又は退職年金に関する恩給法(3)　昭和50年 8月1日以外の法令の規定により旧軍人又は旧軍属としての実在職年を算入した期間に基づく退職金を受ける権利を有していない。(注)昭和46年10月1日……下士官以上としての在職年が１年以上の場合昭和49年9月1日……下士官以上としての在職年が６月以上１年未満の場合昭和50年 8月1日……下士官以上としての在職年が６月未満又は兵の場合 |

上記のとおり申し立てます。

年　　月　　日

申立者氏名